

平成29年台風第21号により被害を受けられた農業者の皆様へ

農業経営支援資金（災害資金）貸付のご案内

●資金の目的

平成29年台風第21号により被害を受けられた農業者の皆様の農業経営の維持回復を図るため、経営再建のために必要な資金（肥料・農薬等の購入費、農業用施設等の購入・修繕費等）に対し、無利子で貸付を行います。

●借入者の資格、貸付条件

平成29年台風第21号による被害を受け、次に掲げる要件のいずれかを満たす農業者等（農業協同組合長の被災証明が必要です。）

貸付対象者	資金用途	貸付限度額	貸付利率	償還期間	保証
減収量が平年収穫量の30%以上であり、かつ、損失額が平年農業総収入額の10%以上である農業者等	種苗・肥料・農薬等の購入費	200万円 (損失額以下)	無利子*	5年以内 (うち据置1年以内)	福井県農業信用基金協会の保証 (保証料はJAグループで全額負担)
農業用施設等に被害を受けた農業者等	農業用施設等の購入・設置・修繕・撤去費				

※ 県・市町・JAグループの利子補給により、無利子となります。

●申請窓口機関

県下農業協同組合

●受付期間

平成29年11月7日 ～ 平成29年12月29日

●お問い合わせは、お近くの農業協同組合、市町農林担当課、農林総合事務所（嶺南振興局）農業経営支援部・課へ